

○長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成17年10月31日

条 例 第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約をいう。次条において同じ。）を締結することができる契約について定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

(1) 物品を借り入れる契約

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

ア 情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。）の保守その他の維持管理

イ 物品の保守その他の維持管理

ウ 書類等の複写に係るサービス

附 則

この条例は、公布の日から施行する。